

第5問

被告人 X は、A ほか 2 名と共謀して、X が運転する軽乗用自動車を A が運転するライトバンに故意に衝突させ、交通事故を装い保険金を詐取することを企てた。

X は、A の車を見失わないように追尾し、交差点にさしかかった際、赤信号で A 運転の自動車が停止し、続いて第三者 P が運転する自動車、その後に X が運転する自動車が相次いで停止したが、咄嗟に上記共謀をここで惹起しようと考えた。そこで、直ちに自車を発進させ、P 車後部に追突させ、玉突き事故を装って、P に対しては約 2 か月の入院加療を要する傷害、A ほか 2 名に対しては長期の入院加療を要しない軽微な傷害を与えた。

X の A ほか 2 名に対する罪責を述べよ。

参考判例：最高裁第二小法廷 昭和 55 年 11 月 13 日